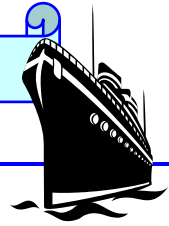


MS&AD Marine News

トピックス



ロシア産原油・石油製品に関するプライス・キャップ制度と海上保険への影響

2022年12月5日に日本を含む主要7カ国（G7、EUを含む）とオーストラリアによるロシア産原油の取引価格に上限を設ける経済制裁措置（以下、「プライス・キャップ制度」）が導入されました。本稿では、プライス・キャップ制度の概要と海上保険への影響についてご案内します。

1. プライス・キャップ制度の概要

一定の価格を超えるロシア産原油や石油製品（以下、「ロシア産原油等」）の海上輸送等に関連するサービスを禁止し、一定の価格以下のロシア産原油等の海上輸送等に関連するサービスは禁止の対象外とする措置です。世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油等の供給を一定程度可能にすることで、価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減らすことを目的としています。

日本は2022年12月5日に外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）に基づきプライス・キャップ制度を導入しました。主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 上限価格を超えるロシア産原油等（※）の輸入およびロシアから第三国への仲介貿易取引を禁止するとともに、上限価格を超えるロシア産原油等の購入等に関連して本邦の居住者が非居住者に対し行うサービスの提供を禁止する措置です。なお、上限価格はG7により協議のうえ決定されますが、定期的に見直しが行われ公表されます。

（※）サハリン2プロジェクトで生産された原油は、日本のエネルギー安全保障の観点で本措置の対象外となります。

- (2) 対象となる具体的な貨物は、ロシアが原産地またはロシアから輸出される原油（HSコード2709.00）および石油製品（HSコード2710）で、原油は2022年12月5日から、石油製品は2023年2月5日から上記措置が導入されます。（HSコードとは、国際貿易商品の名称・分類を世界的に統一した品目番号で、関税・統計等に関して世界の主要国で使用されているものです。）
- (3) 提供が禁止されるサービスは、「海運サービス」・「通関サービス」・「金融サービス」・「保険サービス」の4種です。サービスの提供にあたっては、購入するロシア産原油等の価格が上限価格以下であることの確認等、制度を遵守した対応が必要となります。

本制度の詳細は、外務省、財務省、経済産業省、金融庁、国土交通省による「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ&A」をご覧ください。

2. 海上保険への影響について

プライス・キャップ制度を遵守していないロシア産原油等の輸送にかかわる外航貨物海上保険、船舶保険（船主責任保険を含む）およびこれらの再保険の提供が禁止されます。

3. 当社の対応

外為法に基づき、プライス・キャップ制度を遵守した保険の引受を行います。当社の対応の詳細については営業担当へご相談ください。

(1) 外航貨物海上保険

外航貨物海上保険については、ロシア産原油等の輸送が見込まれる場合は、プライス・キャップ制度の要件を満たすことやサハリン2プロジェクトで生産された原油であること等を確認させていただいたうえで、引受を個別に検討します。

(2) 船舶保険

船舶保険については、原油タンカーを所有するお客さまにプライス・キャップ制度を遵守している旨の宣誓書の提出をお願いしています。2023年2月5日以降は石油製品を輸送する船舶についても宣誓書の提出をお願いさせていただく予定です。

<参考文献一覧>

外務省、財務省、経済産業省、金融庁、国土交通省によるロシア産原油等に係る上限価格措置
(プライス・キャップ制度)のQ&A <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100430025.pdf>

金融庁ホームページ <https://www.fsa.go.jp/>

外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/>

経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/>

財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/>

以 上